関 税 定 . 率 法 等の一 部 を改正する法 律 案 閣 法第二八号)(衆議 院送付) 要旨

本法 律 案 は、 最 近 に お け る 内 外 の 経 済 情 勢 の 変化 に対 応 する等 の 見 地 か 5 関 税 率等に つ 11 て 所 要 の 措 置

を 講 ず る ほ か、 税 関 に お け る 水 際 取 締 1) の 強 化 及 び 通 関 手続 の 迅 速 化 等 を 図る も の で あ ij そ の 主 な 内 容 は

次のとおりである。

暫 定 関 税 率 の 適 用 期 限 の 延 長 及 び 関 税 の 減 免 税 制 度 の 延 툱 等

1 平 成 + 七 年三 月三十 日 に 適 用 期 限 が 到 来 す る 暫 定 関 税 率、、 石 油 関 係 の 関 税 の 還 付 制 度、、 農 産 品 に 係

る 特 別 緊 急 関 税 及 び 牛 肉 又は 豚 肉 等 E 係 る 関 税 の 緊 急 措 置 に つ しし て、 そ の 適 用 期 限 を 年 延 長 す

2 平 成 十七年三月三十 日 に 適 用 期 限 が 到 来す る 航 空機 部 分 品 等 の 免税制 度 及 び 加 I 再 輸 入 減 税 制 度 に

つ しし て、 そ の 適 用 期 限 を三年延 長するとともに、 加 工再 輸 λ 減 税 制 度 の 対 象 品 目 を 追 加する。

知 的 財 産 権 侵 害 物 品 等 の 水 際 取 締 ij の 強 化

1 特 許 権 等 の 知 的 財 産 権 を侵 害 するおそれ の ある貨物 の認定手続 に おい て、 権利者からの申請に応じ、

当 該 貨物 の 見本を分解して検査することを承認する制 度等を導入する。

2 不 正 競 争 <u>防</u> 止 法に 規定する 周 知 表示 の 混 同 を 惹 起 す る 製 品 等 を 輸 λ 禁 制 品 に 追 加 する。

テ 対 策等 に 係 る 水 際 取 締 1) の 強 化及び 通 関 手 続 の 迅 速 化

1 爆 発 物 等 の 輸 λ 禁 制 品 ^ の 追 加 指 定 保 税 地 域 に お け る貨 物 管 理の 適 正化 を図 る規 定 の 整備等を行う。

等

- 2 法 令 `を 遵 守 する 体 制 を 整 え て L١ る 輸 出 者 に 対 す る 輸 出 通 関 手 続 の 迅 速 化 の た め の 制 度 を導入する。
- 3 関 税 に 関 す る 除 斥 期 間 等 を 延 長 する。

4

輸

出

貨

物

に

係

る

税

関

職

員

の

質

問

検

查

等

に

関

する

規

定

の

整

備、

重

加

算

税

の

導

λ

等

を行う。

- 5 構 造 改革 特 別 \overline{X} 域 に お け る 臨 時 開 庁 手 数 料 の 軽 減 措 置 を 全 国 展 開 す る た め の 措 置等を行う。

四 そ の 他

そ の 他 所要 の 規 定 の 整 備を行う。

赶 施 行 期 H

こ の 法 律は、 平成十七年四月一日から施行する。 ただし、二、2及び三、2については、 平成十八年三

月 日 Iから、 ₹ 4 ・につい ては 平 -成十七 年十月一日から施行する。

な お、 本法律施行に伴う平成十七年度一 般会計 の 関税 増収見込 額 は 約四億九千万円である。